

福島県内周遊貸切バス借上支援事業Q & A

令和7年4月1日作成

令和7年6月11日更新

<申請について>

Q 1 補助金の対象経費に消費税は含まれるのか。

A 1 補助金の対象経費は、消費税抜きとなります。また、1円未満は切り捨てとなります。

Q 2 申請書類等に押印は必要か。

A 2 申請書類等の押印は省略できますが、その場合、責任者名及び担当者名を記入してください。

なお、貸切バス利用証明書（様式第6号）及び宿泊証明書（様式第7号）は押印が必要ですのでご注意ください。

Q 3 申請書等の提出はファクシミリや電子メールでもよいか。

A 3 申請書等のうち、押印を求めない様式に関しましては、電子メールでの提出が可能です。なお、ファクシミリの申請は、文字等が不鮮明になってしまうためご遠慮願います。

Q 4 同じ年度内に一度申請した会社だが、別のツアーでも改めて申請ができるか。

A 4 福島県内で条件を満たすツアーを実施するのであれば、申請ができます。ただし、上限については、1会社50万円となります。

Q 5 出発地～空港間の移動として利用するバス台数と、福島県内（現地）で利用するバス台数に相違がある場合、多い方のバス台数で申請は可能か。

A 5 例1) 出発地～最寄り空港：2台／福島県内：3台の場合 → 申請可能台数2台
例2) 出発地～最寄り空港：6台／福島県内：5台の場合 → 申請可能台数5台
本事業は、往復で1台の算出となっており、出発地～空港間も補助対象となります。
バス台数に相違がある場合は、少ない方のバス台数で申請可能です。

Q 6 申請は旅行実施日より14日前に提出しなければならないとあるが、4月1～14日に実施する場合、いつまでに申請を出せばよいのか。

A 6 4月1日付けで提出してください。

Q 7 インバウンドツアーも補助の対象となるか。

A 7 福島県内で条件を満たすツアーを実施するのであれば、補助対象となります。

Q 8 ツアーの発着地（空港等）が異なる場合、どの補助額区分が適用されるか。

A 8 補助額が異なるエリアをまたがって発着地が異なる場合、補助額が高い方の区分を適用します。

例) インバウンドツアーが福島空港（県内）から入国し、羽田空港（関東）から出国した場合は、補助額が高い関東発着の区分（6～8万円）を適用します。

＜他の助成制度との併用について＞

Q 9 福島県内の市町村が行っている助成事業と併用も可能か。

A 9 併用可能です。ただし、他の市町村で行う補助制度が併用不可である場合は、どちらかを選択してください。また、福島県が実施している他の助成金または補助金や、類似するバス支援助成制度と併用して交付を受けることはできません。

＜観光素材について＞

Q 10 観光素材を行程に組み入れる予定だが、申請書に記載するだけでいいのか。

A 10 申請書に記載するとともに、添付書類の旅程表に施設名や活動内容等が記載されていなければなりません。

Q 11 天災等により、予定していた観光素材への訪問や体験が実施できなくなった場合はどうすればよいのか。

A 11 別の施設訪問や体験に変更しても構いません。また、旅行中に発生した天災等でやむを得ず行程から外れた場合は、その事情を記載した書面（任意様式）を実績報告書

に添付してください。内容を審査の上、交付の可否を決定します。

＜添付書類について＞

Q 1 2 福島県内で2泊以上して宿泊施設が複数になる場合、実績報告書に添付する宿泊証明書はそれぞれ必要になるのか。

A 1 2 1泊以上福島県内に宿泊していれば補助要件を満たしますので、どちらか1施設からの宿泊証明書の添付のみで構いません。

Q 1 3 【実施計画書添付書類2について】旅行契約書又は旅行引受書等の契約日が確認できるものについて、オンラインでの申し込みの場合はどのような書類を提出すればよいか。

A 1 3 2025年4月1日以降の日付での、ツアーの申し込み状況が確認できる書類を任意様式でご提出ください。

Q 1 4 【実績報告書添付書類（4）について】観光素材を紹介等した証明書類とはどのようなものか。

A 1 4 申請書に記載いただいた観光素材（特別企画・スポット等）を訪問し、観光素材について説明した内容を、任意様式で書類を作成し、事業者名と共にご署名のうえ提出してください。

ただし、観光素材を訪れたことを確認できる資料（パンフレット、領収書、写真等）がある場合は、本証明書に代わり提出いただいても差し支えありません。